



基本理念(第3条)

「事業者、勤労者、市民及び市は、協働に基づいた産業振興施策により、本市の発展を図るとともに、事業者、勤労者及び市民の幸福実感向上を目指したまちづくりを推進する」

産業の発展は、まちの発展に深く関わっており、その目的は生活を豊かにすることにあります。そのため、産業振興は「まちの幸せ」につながらなければなりません。

そこで、経営を担う人、働く人、商品を購入する人、一人ひとりがそれぞれの立場で幸せを感じられるまちを目指し、四者の「協働」によってまちづくりを推進することを基本理念に定めました。

農・商・工業の一体化

市の約4割が農地である吉川市にとって、農業の振興はとても重要です。

条例では、商工業に加え農業も同じ枠組みの中で捉え「産業」の一つとして位置付けました。



まちの幸せ

②新たな挑戦の推進

起業や創業が盛んで、女性・高齢者・障がい者など、さまざまな人が活躍できる場を増やすことで「まちの発展」につなげます。

①働きやすく、働きがいのあるまちづくり

市内で働ける環境を整えることで、職場と家庭の距離が縮まり、家族との時間や地元で活動する時間が増え「まちづくり」の大きな力を生み出します。

④市内事業者間の連携

市内事業者同士が連携を深め、新商品開発や販路拡大を共同で行い、市内経済の大きな発展を目指します。

③産業界と行政の連携

産業界と行政の連携を深め、企業の人材確保や、まちの災害対策を強化します。

⑥産業と教育の連携

産業界と連携し、将来の吉川を担う子どもたちに「ものづくり」の素晴らしさを伝え、人材育成や「まちの歴史や文化」の理解につなげます。

⑤地産地消と地域ブランドの推進

地元で作られた安全・安心の商品や農産物を吉川市を訪れた人へのおもてなしにも活かせるように充実させます。

